

令和 5 年 度  
税 制 改 正 要 望

令和 4 年 8 月  
農 林 水 産 省

## 第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の 2 年延長（所得税・法人税）
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（機械・装置 40%、建物等 45%）の 2 年延長（所得税・法人税）
- 3 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加 0.7%→0.35%等）の 2 年延長（登録免許税）
- 4 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の 3 年延長（石油石炭税）
- 5 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の 3 年延長（石油石炭税）
- 6 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の 2 年延長（登録免許税）
- 7 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格の 1/3 の控除）の 2 年延長（不動産取得税）
- 8 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の 2 年延長（登録免許税）
- 9 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の 2 年延長（不動産取得税）
- 10 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3 年間、課税標準 1/2 控除）の 2 年延長（固定資産税）
- 11 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の 3 年延長（所得税・法人税、個人住民税）

## 第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る課税標準の特例措置（資産割1/4控除）の1年3月延長（事業所税）
- 2 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除〔研究開発税制〕の拡充及び延長（所得税・法人税、法人住民税）  
【経産省等8府省共管】
- 3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕の2年延長（所得税・法人税）  
【経産省等4省共管】
- 4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕の2年延長等（所得税・法人税）  
【経産省等4省共管】
- 5 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）  
【金融庁等2省庁共管】

## 第3 農山漁村の活性化、東日本大震災からの復興

- 1 半島振興対策実施地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）の2年延長（所得税・法人税）  
【国交省等2省共管】
- 2 離島振興対策実施地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）の2年延長（所得税・法人税）  
【国交省等2省共管】
- 3 奄美群島において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）の1年延長（所得税・法人税）  
【国交省等2省共管】
- 4 東日本大震災の被災代替資産等（漁船）に係る特別償却（船舶24%）の2年延長（所得税・法人税）  
【復興庁等2省庁共管】

## 第4 森林・林業施策の推進

- 1 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）
- 2 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）
- 3 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の2年延長（不動産取得税）（再掲）
- 4 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準1/2控除）の2年延長（固定資産税）（再掲）
- 5 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 6 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]の2年延長等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 7 森林吸収源対策を一層推進するための森林環境譲与税に係る所要の見直しの検討（森林環境譲与税）

## 第5 水産施策の推進

- 1 漁港施設の見直し等に係る税制上の所要の措置（複数税目）
- 2 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）
- 3 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）

- 4 農業信用基金協会等を受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）（再掲）
- 5 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の2年延長（不動産取得税）（再掲）
- 6 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準1/2控除）の2年延長（固定資産税）（再掲）
- 7 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕の2年延長（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 8 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕の2年延長等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

## 第6 その他

- 1 土地改良法の一部改正に伴う税制上の所要の措置（所得税・法人税）
- 2 福島国際研究教育機構の設立に係る税制上の所要の措置（複数税目）

【復興庁等5省庁共管】

- 3 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税、法人住民税）

【厚労省等6省庁共管】

- 4 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長（印紙税）

【財務省等5省庁共管】

## [税制改正見直し事項（廃止）]

土地改良法の規定による換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3の控除）の廃止（不動産取得税）